

## 防府市三世代同居定住促進事業補助金交付要綱

平成31年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、世代間で互いに支えあいながら生活する多世代家族の形成を促進し、家庭内教育力の向上や子育て支援等の家族の絆の再生を図るほか、本市への人材の還流及び定着を促進するため、予算の範囲内において、防府市内で三世代が同居するための住宅の新築や購入、増改築等に要する費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 三世代世帯 親と子と孫等の三世代以上で構成される、世帯又は世帯の集合体で、かつ、小学生以下の者（妊娠中の子を含む。）を含むものとする。
- (2) 三世代同居 1棟の住宅、同一敷地内若しくは隣接敷地内にある2棟以上の住宅、又は同一の集合住宅等において同区画又は別区画に三世代世帯が居住し、生活している状態。
- (3) 持ち家住宅 自己所有の住宅であって、自己の居住に供するものをいう。
- (4) 増改築 既存の同一棟の住宅を増築すること、又は既存の住宅の一部を解体し、造り替えることをいう。
- (5) リフォーム 住宅の機能若しくは性能を維持又は向上させるため、住宅の一部の修繕、補修、模様替え、及び取替え等を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 防府市三世代同居定住促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、三世代同居のための住宅の新築、購入、増改築、リフォームにかかる費用を負担した者で、かつ次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象者を含む世帯が、当該事業実施により新たに三世代同居を始める世帯であり、かつ補助対象者を含む三世代世帯員に防府市外から転入する者がいること。
- (2) 補助対象者を含む三世代世帯の全員が、市に住民登録をしてかつ市税等を滞納していないこと。
- (3) 補助対象者を含む三世代世帯の全員が、同一の住宅について、過去に防府市三世代同居支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 補助対象者を含む三世代世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び防府市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第2号に定める暴力団員ではないこと。
- (5) 令和5年3月31日までに、補助対象者を含む三世代世帯の全員が当該住宅において三世代同居を始め、かつ、第10条の規定による申請ができること。

（補助対象住宅）

第4条 補助金の交付対象となる住宅は、次の各号に掲げる全てに該当する住宅とする。

- (1) 本市に所在する住宅であること。
- (2) 三世代世帯が居住するための住宅であること。（別荘その他の一時的に使用するものや、賃貸等営利を目的とするものは除く。）
- (3) 新築、増改築、リフォームの場合、令和3年4月1日以後に工事請負契約を行い、三世代世帯の構成員のいずれかの名義で所有権保存登記された住宅（登記を伴わない工事請負契約を除く。）であること。
- (4) 住宅を購入する場合、令和3年4月1日以後に売買契約を行い、三世代世帯の構成員のいずれかの名義で所有権移転登記された住宅であること。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適

合した住宅であること。

(6) この要綱による補助金を受ける年度と同一年度に、防府商工会議所が実施する安全・安心・住まい助成事業の実施要領による助成を受けた住宅でないこと。

(7) 過去に防府市三世代同居支援事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けた住宅でないこと。

(8) 昭和56年6月1日以降に着工された住宅又は同年5月31日以前に着工された住宅で次のア若しくはイに該当するものであること。

ア 耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する耐震診断で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）に沿って行うものをいう。）の結果、倒壊の危険性がないと判断されたもの。

イ 補助金の交付申請時に耐震改修（法第2条第2項に規定する耐震改修で、基本方針に沿って行うものをいう。以下同じ。）が実施済であるもの又は補助金の実績報告時までに耐震改修が実施済となるもの。

(9) 土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。以下同じ。）外に存する住宅又は土砂災害警戒特別区域内に存する住宅で次のア若しくはイに該当するものであること。

ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第80条の3の規定に適合しているもの。

イ 補助金の交付申請時に土砂災害対策改修（土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していない住宅を政令第80条の3の規定に適合させる改修をいう。以下同じ。）が実施済であるもの又は補助金の実績報告時までに土砂災害対策改修が実施済となるもの。

(補助対象費用)

第5条 補助金の交付対象となる費用は、住宅の新築、増改築、リフォームに係る工事費用又は住宅の購入に係る費用であって、当該費用が300万円以上(消費税及び地方消費税の額を除く。)であるものとする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる費用については、補助対象としない。

(1) 賃貸の用に供している住宅又は賃貸の用に供する予定の住宅工事

(2) 倉庫、車庫等の工事(居住の用に供するための改修等については、補助対象工事の対象とする。)

(3) 申請者自らが行う工事業者を伴わない機器、設備等の購入

(4) テレビ、冷蔵庫、オーブンその他移動又は取外し可能な機器若しくは製品の購入

(5) 併用住宅における住宅部分以外の工事費(内外部の住宅部との共用部分は面積按分で算出)

(6) 申請者が工事業者の場合の労務費(材料費は補助対象とする。)

(7) 造園、門扉、塀又は外構の工事

(8) 下水道接続工事

(9) 合併処理浄化槽設備の工事

(10) 新築や増改築又はリフォームを伴わない解体工事

(11) 太陽光発電システムの工事

(12) 公共工事の施工に伴い移転の対象となった住宅で、当該移転補償費の対象となる工事

(13) 工事費用及び住宅購入費以外の費用(設計料、登記費用、仲介手数料等)

(14) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が適当でないとする工事及び売買契約

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条第1項に定める補助対象費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）に10分の1を乗じて得た額とする。但し、50万円を限度とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の認定申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ防府市三世代同居定住促進事業補助金事業認定申請書（第1号様式。以下「認定申請書」という。）に、次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（第2号様式）
- (2) 三世代世帯員全員の住民票の写し
- (3) 三世代世帯員全員の続柄関係が確認できる書類
- (4) 母子健康手帳の写し（出産予定の場合）
- (5) 建物の位置図
- (6) 平面図・立面図等、対象工事の内容が確認できる図面
- (7) 工事請負契約書の写し（住宅を購入する場合は、売買契約書の写し）
- (8) 住宅全体及び工事着工前の写真（購入の場合は住宅全体の写真）
- (9) 補助金の対象費用が確認できる書類（費用内訳が記載又は添付されている見積書や領収書、住宅ローン契約書の写し等）
- (10) 建築基準法に基づく確認済証又は検査済証の写し
- (11) 建物の全部事項証明書の写し
- (12) 土地の全部事項証明書の写し
- (13) 三世代世帯員全員の滞納のないことの証明書
- (14) 第4条第8号に該当することを証明する書類（耐震性を有することが確認できるもの。増改築、リフォーム又は中古住宅の購入の場合に限る。）

(15) 第4条第9号に該当することを証明する書類（土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有することが確認できるもの。住宅が土砂災害特別警戒区域内に存する場合に限る。）

(16) その他市長が必要と認める書類  
（事業認定）

第8条 市長は、前条の規定に基づく認定申請書を受理したときは、その内容を精査するとともに、必要に応じて対象住宅の実地検査及び三世帯世帯員からの聞き取り調査を行い、事業認定の是非について決定するものとする。

2 市長は、前項で決定したことについて、防府市三世帯同居定住促進事業補助金事業認定審査結果通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとし、認定に際しては、必要な条件を付することができる。  
（認定内容の変更）

第9条 申請者は、第7条第1項による申請により事業認定を受けた後、工事の契約内容や金額等、重要な事項に変更が生じた場合は、速やかに防府市三世帯同居定住促進事業補助金事業認定変更申請書（第4号様式。以下「認定変更申請書」という。）に、次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の工事内容の分かる図面
- (2) 工事請負変更契約書又は変更請負の写し
- (3) 変更後の工事内訳等見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定に基づく認定変更申請書を受理したときは、前条第1項に定める調査等を行い、認定変更の是非について決定するものとする。

3 市長は、前項で決定したことについて、防府市三世帯同居定住促進事業補助金事業認定変更審査結果通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとし、変更の認定に際しては、必要な条件を付することができる。

(事業完了実績報告及び補助金交付申請)

第10条 申請者は、第8条第2項で認定を受けた事業が完了したときは、令和5年3月31日までに防府市三世代同居定住促進事業補助金対象事業完了実績報告書兼補助金交付申請書(第6号様式。以下「実績報告書兼交付申請書」という。)に、次に掲げる書類のうち、市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 三世代世帯員全員の住民票の写し
- (2) 登記が完了したことが確認できる書面(登記簿の写し等)
- (3) 建物の位置図、配置図、平面図及び立面図
- (4) 工事請負契約書の写し(住宅を購入する場合は、売買契約書の写し)
- (5) 工事代金の領収書の写し
- (6) 補助金の対象費用が確認できる書類(費用内訳が記載又は添付されている見積書や領収書の写し、住宅ローン契約書の写し等)
- (7) 建築基準法に基づく検査済証の写し
- (8) 他の補助金制度も併用して申請する場合は、当該制度の実績報告書の写し
- (9) 第4条第8号に該当することを証明する書類(耐震性を有することが確認できるもの。増改築、リフォーム又は中古住宅の購入の場合で、認定申請書の提出後に耐震改修を実施したものに限り。)
- (10) 第4条第9号に該当することを証明する書類(土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有することが確認できるもの。住宅が土砂災害特別警戒区域内に存する場合で、認定申請書の提出後に土砂災害対策改修を実施したものに限り。)
- (11) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の確定及び請求)

第11条 市長は、前条の規定に基づく実績報告書兼交付申請書を受理したときは、その内容について精査し、補助金交付の是非について決定するものとする。

2 市長は、前項で決定したことについて、防府市三世代同居定住促進事業補助金交付決定・却下通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 前項において、補助金交付決定の通知を受けた申請者は、防府市三世代同居定住促進事業補助金請求書（第8号様式）を市長に提出し、市長は、その請求書を適正に受理した日から30日以内に当該請求に係る補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消）

第12条 市長は、申請者が次の各号に該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 法その他関係法令に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 住宅を正当な理由なく、自己の居住の目的以外の用途に使用したとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定を取り消す場合、申請者に対し防府市三世代同居定住促進事業補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合で、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、防府市三世代同居定住促進事業補助金返還命令書（第10号様式）により、期限を定めて既に交付した補助金を申請者に返還させるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住所

氏名

電話

防府市三世代同居定住促進事業補助金事業認定申請書

次のとおり、防府市三世代同居定住促進事業補助金に該当する旨の認定を受けたいので、防府市三世代同居定住促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

1	住宅の所有者氏名及び申請者との続柄	氏名	続柄
2	住宅の所在地	防府市	
3	同居者（予定者含む）の住所・氏名・続柄	第1号様式別紙に記載	
4	補助金認定事由	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 住宅購入 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> リフォーム	
5	住宅の種別	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅	
6	工事期間（「住宅購入」の場合は、購入予定年月日を完成予定年月日欄に記入）	着工予定年月日	年 月 日
		完成予定年月日	年 月 日
7	他の補助金等の利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	「有」の場合補助金等の名称
8	予定全体事業費	① 円（消費税及び地方消費税額を除く）	
9	①のうち、補助金算出対象経費 ※300万円以上であること	円（消費税及び地方消費税額を除く）	

※添付書類は裏面を参照のこと。

【添付書類等】

	書 類 内 容	チェック欄
1	誓約書兼同意書（第2号様式）	
2	世帯員全員の住民票の写し	
3	世帯員全員の続柄関係が確認できる書類	
4	母子健康手帳の写し（出産予定の場合）	
5	建物の位置図	
6	平面図・立面図等、対象工事の内容が確認できる図面	
7	工事請負契約書の写し（住宅を購入する場合は、売買契約書の写し）	
8	住宅全体及び工事着工前の写真（購入の場合は住宅全体の写真）	
9	補助金の対象費用が確認できる書類（費用内訳が記載又は添付されている見積書や領収書の写し、住宅ローン契約書の写し等）	
10	建築基準法に基づく確認済証又は検査済証の写し	
11	建物の登記事項証明書の写し（全部事項証明書）	
12	土地の登記事項証明書の写し（全部事項証明書）	
13	世帯員全員の滞納のないことの証明書	
14	第4条第8号に該当することを証明する書類（耐震性を有することが確認できるもの。増改築、リフォーム又は中古住宅の購入の場合に限る。）	
15	第4条第9号に該当することを証明する書類（土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有することが確認できるもの。住宅が土砂災害特別警戒区域内に存する場合に限る。）	
16	その他市長が必要と認める書類	

第1号様式別紙

三世帯同居世帯名簿（申請者及び同居予定者含む）

①	住 所			
	氏 名	フリガナ	続柄	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日 ( 才)	
②	住 所			
	氏 名	フリガナ	続柄	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日 ( 才)	
③	住 所			
	氏 名	フリガナ	続柄	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日 ( 才)	
④	住 所			
	氏 名	フリガナ	続柄	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日 ( 才)	
⑤	住 所			
	氏 名	フリガナ	続柄	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日 ( 才)	
⑥	住 所			
	氏 名	フリガナ	続柄	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日 ( 才)	

(注) 住所・年齢は申請日現在とする。

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住所

氏名

誓約書兼同意書

私及び同居の親族は、防府市三世代同居定住促進事業補助金交付要綱第3条第1項に規定する以下の要件の全てを満たすものであることを誓約します。

また、当該補助金の認定申請から補助金交付までの間に、要綱に定める必要な事項等について、市又は市が委託した機関が本事業に必要な調査を行なう際、当方に連絡なく調査することに同意します。

なお、同要綱第12条第1項に定める事項に該当し、同第2項による市長からの補助金交付取消決定通知及び同要綱第13条による補助金の返還命令があった際は、受領した補助金を返還します。

記

- (1) 私を含む世帯が、当該事業実施により、新たに三世代同居を始める世帯であり、かつ私を含む世帯員に防府市外から転入する者がいること。
- (2) 私を含む三世代世帯の全員が、市税等を滞納していないこと。
- (3) 私を含む三世代世帯の全員が、同一の住宅について、過去に防府市三世代同居支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 私を含む三世代世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び防府市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第2号に定める暴力団員ではないこと。

第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市三世代同居定住促進事業補助金事業認定審査結果通知書

年 月 日付けで申請のありました、防府市三世代同居定住促進事業補助金事業認定申請について、関係書類を審査した結果、以下のとおり決定しましたので、防府市三世代同居定住促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1	防府市三世代同居定住促進事業補助金対象事業として認定する。  (補助金交付予定金額： 円)  【認定上の条件】
2	防府市三世代同居定住促進事業補助金対象事業として認定しない。  【認定しない理由】

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住所

氏名

電話

防府市三世代同居定住促進事業補助金事業認定変更申請書

年 月 日付け 第 号で事業認定を受けた防府市三世代同居定住促進事業補助金について、次のとおり認定の変更承認を受けたいので、防府市三世代同居定住促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 当初交付認定金額	円
2. 変更認定申請額	円
3. 変更の理由	
4. 添付書類	

第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市三世代同居定住促進事業補助金事業認定変更審査結果通知書

年 月 日付けで申請のありました、防府市三世代同居定住促進事業補助金事業認定変更申請について、関係書類を審査した結果、以下のとおり決定しましたので、防府市三世代同居定住促進事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

1	変更申請を認める。  (変更後の補助金交付予定金額： 円)  【認定上の条件】
2	変更申請を認めない。  【認めない理由】



年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住所

氏名

防府市三世代同居定住促進事業補助金対象事業完了実績報告書兼補助金交付申請書

次のとおり、防府市三世代同居定住促進事業補助金対象事業が完了しましたので、防府市三世代同居定住促進事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添付のうえ報告し、併せて防府市三世代同居定住促進事業補助金の交付を申請します。

1	補助金対象事業認定番号	年 月 日付 防建 第 号	
2	事業内容 (変更があった場合は変更後の事業内容を記載すること)		
3	事業費	全体事業費 ①	円 (消費税及び地方消費税額を除く)
		①のうち、 補助対象事業費 ※300万円以上 ②	円 (消費税及び地方消費税額を除く)
4	交付申請補助金額	②×1/10 (但し50万円を超えるときは50万円が上限) 円 (千円未満切捨て)	
5	事業期間 ※住宅の「購入」の場合は、契約年月日を完成年月日欄に記入	着手年月日	年 月 日
		完成年月日	年 月 日
6	他の補助金等の利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※「有」の場合、補助金等の名称 ( )

※添付書類は裏面を参照のこと。

【添付書類等】

	書類内容	チェック欄
1	世帯員全員の住民票の写し	
2	登記が完了したことが確認できる書面（登記簿の写し等）	
3	建物の位置図、配置図、平面図及び立面図	
4	工事請負契約書の写し（住宅を購入する場合は、売買契約書の写し）	
5	工事代金の領収書の写し	
6	補助金の対象費用が確認できる書類（費用内訳が記載又は添付されている見積書や領収書の写し、住宅ローン契約書の写し等）	
7	建築基準法に基づく検査済証の写し	
8	他の補助金制度も併用して申請する場合は、当該制度の実績報告書の写し	
9	第4条第8号に該当することを証明する書類（耐震性を有することが確認できるもの。増改築、リフォーム又は中古住宅の購入の場合で、認定申請書の提出後に耐震改修を実施したものに限る。）	
10	第4条第9号に該当することを証明する書類（土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有することが確認できるもの。住宅が土砂災害特別警戒区域内に存する場合で、認定申請書の提出後に土砂災害対策改修を実施したものに限る。）	
11	その他市長が必要と認める書類	

※上記書類等のうち、認定申請時に既に提出している書類で、かつ変更のないものについては提出不要。

第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市三世代同居定住促進事業補助金交付決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のありました、防府市三世代同居定住促進事業補助金対象事業完了実績報告書兼補助金交付申請書の内容を確認した結果、次のとおり決定しましたので、防府市三世代同居定住促進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1	防府市三世代同居定住促進事業補助金の交付を決定する。 (補助金交付決定金額： 円)
2	防府市三世代同居定住促進事業補助金の交付申請を却下する。 (却下の理由： )

第8号様式 (第11条関係)

# 請求書・領収書

【担当課：】

金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

内訳 防府市三世代同居定住促進事業補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

住所

氏名

【口座振替依頼の方は、下記の枠内に記入してください。】

《 債権者コード 》					
振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合				
	支店・支所・出張所				
口座番号・種別					1:普通 2:当座
口座名義 カタカナで 記入願います					

上記の金額を領収しました。

年 月 日

防府市会計管理者様

収入印紙

住所

口座振替不要

氏名

第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市三世代同居定住促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した防府市三世代同居定住促進事業補助金の交付決定について、次のとおり取り消したので、防府市三世代同居定住促進事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

1	補 助 年 度	年度
2	交 付 決 定 額	円
3	今 回 取 消 額	円
4	取 消 理 由	

第10号様式 (第13条関係)

第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市三世代同居定住促進事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で通知した防府市三世代同居定住促進事業補助金交付決定取消しに関し、防府市三世代同居定住促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり返還を命じます。

1	補助年度	年度	
2	補助金既交付額	円	年 月 日交付
3	返還命令額	円	
4	返還期限	年 月 日	